

住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書における パブリックコメントについて(※)

1 概要

市民課では、個人番号制度の導入に伴い、特定個人情報保護評価書(全項目評価書)を既に実施・公表しております。同評価書に重要な変更があるときは、変更が加わる前に、評価を再実施する必要があります。

2 実施事由

特定個人情報保護評価書記載の特定個人情報ファイルを取扱う事務の内容変更による見直し

3 パブリックコメントの実施理由

この度、市民課において、転入・転出をはじめとする各種住民異動届出及び異動に伴い必要となる庁内の各種手続について、届出人が持参した書類や市が保有する情報を活用し、届出書や申請書類をシステム上で作成できるようにする、いわゆる「書かない窓口」が始動する予定です。そのため、既存の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)に記載されている、「特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容」、「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」等に変更があるため、当該変更に係る特定個人情報ファイルの取扱いについて、リスク及びリスク対策を検討したものを公表する必要があるからです。

4 変更箇所

今回の評価の再実施での見直しによる変更点につきましては、特定個人情報保護評価書(素案)の52ページから始まる「(別添3)変更箇所」の74ページ以降(変更日が未記入のもの)にすべて明記しておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

(※)パブリックコメント…地方公共団体等が全項目評価を実施する際に、特定個人情報保護委員会へ全項目評価書を提出する前に行う「住民等からの意見聴取」のこと。